

所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市マチごとエコタウン推進計画に基づきエネルギーの効率的な利用を目指して、市内小規模リフォーム事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化と市内事業者の育成を図ることを目的として、既存住宅の断熱化を推進するエコリフォーム(所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱(平成31年4月1日施行)に規定する補助金の対象となるエコリフォームをいう。以下同じ。)の導入を進めるための所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者(以下「小規模事業者」という。)に係る登録制度について必要な事項を定めるものである。

(登録の要件)

第2条 小規模事業者に登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店、支店を有する事業者であること。
- (2) 従業員20名以下の事業者等であること。
- (3) 補助対象のリフォームを自社で施工できる者であること。
- (4) 既に登録を受けていない者。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、小規模事業者制度に登録することができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(登録申請)

第3条 小規模事業者の制度に登録を受けようとする者は、所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(登録の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、申請者に結果を小規模事業者登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、小規模事業者として登録された者(以下「登録者」という。)の名簿を作成するとともに、当該名簿を市のインターネット・ホームページへの掲載により公表するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録者は、登録に係る必要事項に変更が生じたときは、速やかに所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第6条 登録者は、登録を辞退するときは、所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録辞退届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録者から、前条に規定する届出書が提出されたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(登録資格の有効期間)

第8条 登録者の登録資格の有効期間は、登録者名簿に登載された日から、その日が属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

2 前項において、登録の有効期間更新の意思のある登録者は、登録期間更新届(様式第5号)を有効期間満了までに市長に提出しなければならない。

(登録者の責務)

第9条 登録者は、当該事業において市民が安心して施工を依頼できるよう、誠意をもって良心的に業務に当たるとともに、第三者に損害等を与えた場合は、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(損害等発生時の責任)

第10条 本制度により登録者又は第三者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正後の所沢市スマートハウス化推進補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、これを使用することができる。